

令和 年 月 日

保 護 者 様

新潟県立村松高等学校長

出 席 停 止 に つ い て

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出 席 停 止 の め や す
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風疹	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなつて2日を経過するまで
	8 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	9 隹膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	10 流行性角結膜炎	
	11 その他の感染症 ・感染性胃腸炎 ・溶連菌感染症 ・	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで

主 治 医 様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名

診 断 名 []	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。	
初 診 日	年 月 日
登校しても良いと認められる日	年 月 日
年 月 日	
医 療 機 関 名	

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名		
第 1 種	治癒するまで	<input type="radio"/> エボラ出血熱 <input type="radio"/> クリミア・コンゴ出血熱 <input type="radio"/> 痘そう <input type="radio"/> 南米出血熱 <input type="radio"/> ペスト <input type="radio"/> マールブルグ病 <input type="radio"/> ラッサ熱 <input type="radio"/> 急性灰白髄炎(ポリオ) <input type="radio"/> ジフテリア <input type="radio"/> 重症急性呼吸器症候群 (S A R S) <input type="radio"/> 鳥インフルエンザ (H 5 N 1) <input type="radio"/> 新型インフルエンザ		
第 2 種	表面参照	<input type="radio"/> インフルエンザ (H 5 N 1 を除く) <input type="radio"/> 百日咳 <input type="radio"/> 麻疹 (はしか) <input type="radio"/> 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) <input type="radio"/> 風疹 (三日ばしか) <input type="radio"/> 水痘 (水ぼうそう) <input type="radio"/> 咽頭結膜熱 (プール熱) <input type="radio"/> 結核		
第 3 種	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで	<input type="radio"/> コレラ <input type="radio"/> 細菌性赤痢 <input type="radio"/> 腸管出血性大腸菌感染症 (O 1 5 7) <input type="radio"/> 腸チフス <input type="radio"/> パラチフス <input type="radio"/> 流行性角結膜炎 (はやり目) <input type="radio"/> 急性出血性結膜炎 (アポロ病) <input type="radio"/> その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ肺炎 ・流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) 等 		

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より

※「出席停止について」の文書を印刷し、主治医から登校許可証明書を記入してもらってから、登校してください。